

政令第三百十一号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第四百零一条第一項及び第四百零二条第二項（同項の表第四百零一条第一項の項に係る部分に限る。）並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第三項及び第六十条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百七十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

百二十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「地方公共団体情報システム機構」の下に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を加える。

第四十三条第六項第五号中「旧通信・放送機構」の下に「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を加える。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第五条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

(行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)

第六条 行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

附 則

この政令は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行する。

理由

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他関係政令の規定を整備する必要があるからである。